

所定疾患公表について

■ 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

■ 所定疾患施設療養費について

- ① 対象となる疾患は以下のとおりです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎
 - ・慢性心不全の増悪（2024年追加）
- ② 上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬、注射、処置などが行われた。
- ③ 診断名、診療機関、実施した検査・投薬・注射・処置の内容等を診療録に記載する。
- ④ 請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。
- ⑤ 算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

■ 対象疾患と主な治療内容

肺炎	胸部X-P、血液検査、尿検査、血中濃度の測定など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服・抗ウイルス剤点滴など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射など）適宜必要な治療を行う。

■ 令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況

疾病名	年月	令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	5	0	1	0	14	2	2	0	8	1	0
	日数	7	16	0	7	0	57	10	6	0	33	5	0
尿路感染症	人数	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0
	日数	0	0	0	5	5	0	3	3	0	0	6	0
带状疱疹	人数	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	日数	0	0	6	0	0	0	5	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	3	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
	日数	25	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	10
慢性心不全	人数	1	4	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	日数	10	40	10	10	0	0	0	0	0	2	0	0